

信州豊南短期大学機関リポジトリ運営要項

(目的)

1. 信州豊南短期大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、信州豊南短期大学（以下「本学」という。）において作成された研究・教育活動の成果（以下「成果物」という。）を電子的に収集、蓄積、保存（以下「登録」という。）し、学内外に無償で公開することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。

(委員会)

2. リポジトリの管理・運用に関して必要な事項は、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(リポジトリの管理・運用)

3. リポジトリの管理および運用は、信州豊南短期大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

4. リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は次のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍し、または在籍したことのある教員
 - (2) その他、図書館長が特に認めた者

(登録対象となる成果物の範囲)

5. リポジトリに登録できる成果物は次のとおりとする。
 - (1) 学術雑誌掲載論文、本学紀要掲載論文等の研究成果・教育資源であるもの
 - (2) 登録者が作成に関与し、登録を希望したもの
 - (3) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないもの

(登録および登録の代行)

6. リポジトリへの成果物の登録に関しては、次のとおりとする。
 - (1) 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、本学在籍中に自らが作成し、または作成に関与した成果物を登録することができる。
 - (2) 登録者は(1)の登録の代行を、直接または書面により図書館に依頼することができるものとする。
 - (3) (1)または(2)の手続きによって、登録者は第9項に定める取り扱いに同意したものとみなされる。

(公開条件の付与)

7. 登録者は、リポジトリに成果物を登録するにあたり、「公開／一部公開」などの条件を付して登録することができる。

(著作権)

8. 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作者の元に留保される。

(成果物データの取り扱い)

9. 図書館はリポジトリに登録する成果物を次のとおり取り扱う。
 - (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納する。
 - (2) 第7項にもとづく条件の範囲で、ネットワークを通じて(1)の複製物を公開(送信)する。
 - (3) 保存及び可読性の維持のため複製・媒体変換を行う。

(個人情報の取扱)

10. 本学の個人情報保護規程に基づき、第6項により取得する個人情報は、第1項に規定する利用目的のために使用し、その目的の範囲を超えて個人情報を保有しない。

(登録の削除)

11. 登録された成果物の削除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。
 - (1) 登録者が、理由を付して削除の申し出を行い、図書館長が認めた場合。
 - (2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃によることが明らかである、または内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合。

(改版の登録及び旧版の削除)

12. 登録者は、既に登録された成果物の改版された新しい版を登録することができる。この場合、前項(1)の規定にかかわらず、登録者の判断で旧版を削除することができる。

(登録者の責任)

13. 登録された成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

附則

1. この要項を、平成24年11月1日から実施する。